

物流部会の設置について

物流政策の基本的な方向性等について調査審議するため、下記により交通体系分科会に物流部会を設置する。

記

1. 交通政策審議会令（平成12年政令第300号）第7条第1項の規定により、交通体系分科会に物流部会を置く。
2. 物流部会は、物流政策の基本的な方向性等について調査審議する。